

別表1 指定管理料の上限額の根拠等

こども・子育て支援サービスの更なる充実を図る事業を除く事業については、現在の契約額等を基準額とし、人件費と物件費等に分け、それぞれの過去の実績の推移を踏まえ、1年当たり人件費は4%を、物件費等は3%の上昇を見込んだ上で、各年度に消費税10%を加算した金額を指定管理料の上限額としています。

また、こども・子育て支援サービスの更なる充実を図る事業については、1年当たり物件費等は3%の上昇を見込んだ上で、各年度に消費税10%を加算した金額を指定管理料の上限額としています。

1 指定管理料の上限額

(1) こども・子育て支援サービスの更なる充実を図る事業を除く事業に要する指定管理料  
ア 上限額 (千円)

基準額 (消費税込)	116,067
---------------	---------

(千円)

年度	各年度上限額 (消費税込)
R 9年度	120,700
R 10年度	125,500
R 11年度	130,500
R 12年度	135,700
R 13年度	141,000

イ 小計 (5年分の上限額) (千円)

653,400
---------

(2) こども・子育て支援サービスの更なる充実を図る事業に要する指定管理料  
ア 上限額 (千円)

基準額 (消費税込)	8,000
---------------	-------

(千円)

年度	各年度上限額 (消費税込)
R 9年度	8,300
R 10年度	8,500
R 11年度	8,800
R 12年度	9,000
R 13年度	9,300

イ 小計 (5年分の上限額) (千円)

43,900
--------

2 合計 (5年分の上限額) (千円)

697,300
---------